

那須塩原市ホームページバナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、那須塩原市（以下「市」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載について、那須塩原市広告事業実施要綱（平成20年那須塩原市告示第23号。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告は、市ホームページに掲載するバナーにより行うものとする。

(バナーの掲載場所)

第3条 バナーの掲載場所は、市ホームページの市の指定した場所とする。

(バナーの掲載期間)

第4条 バナーの掲載期間は、月の初日から末日までの1箇月を単位とし、複数月の掲載を可とする。

(広告料)

第5条 バナーの掲載に係る広告料は、1枠あたり月額15,000円（税込み）とし、希望する掲載期間分をあらかじめ一括して納入しなければならない。

2 一度納入した広告料は、返還しない。ただし、市の都合によりバナーの掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(バナー掲載の申込み)

第6条 バナーの掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、那須塩原市ホームページバナー広告掲載申込書に申込者の住所、氏名、リンク先ホームページアドレス等を記入し、次に掲げる資料を添付し、掲載を希望する日の1箇月前までに市に提出すること。

(1) バナーの原稿（電子データを電子記憶媒体に格納して提出すること。）

(2) 広告内容及び申込者の事業概要を示すもの（以前に市ホームページへ広告を掲載したことがあり、かつ、その際の広告内容等から変更がない場合は省略することができる。）

(申込者の義務)

第7条 申込者は、前条の申込みに係る事項に変更が生じた場合又は広告掲載の中止を希望する場合は、速やかに市に申し出るものとする。

(バナー掲載の中止)

第8条 第6条の申込みに係る事項に虚偽の内容があった場合は、市が一方的にバナーの掲載を中止することができるものとする。この場合において、すでに支払われた広告料は返還しない。

(バナーの規格等)

第9条 バナーの規格等は、次のとおりとする。

(1) サイズは縦50ピクセル、横133ピクセルとし、容量は8キロバイト以内とすること。

(2) 形式は、GIF（アニメーションを可とするが、その場合は5秒以内に自動で停

止する設定とすること。)又はJ P E Gとすること。

(3) 文字は、背景とのコントラストを十分(少なくとも4.5対1のコントラスト比をもたせることとする。ただし一定サイズ以上、付随的、ロゴタイプなどの場合にはこの限りではない。)にとり、解像度についても文字等が鮮明に見えるように配慮すること。

2 市が必要と認めるときは、バナーのデザインについて、申込者に対して修正を求めることができるものとする。

3 バナーのデザイン、作成等に要する費用は、申込者が負担する。

(掲載停止時の免責)

第10条 申込者は、次に掲げる事由によりバナーの掲載又はバナーを掲載しているホームページの公開が停止した場合には、市に対し当該停止に係る広告料の返還、損害補償等を請求することができない。

(1) 市ホームページ公開の用に供するサーバ等の保守及び管理に伴うもの

(2) 火災、地震、水害、落雷等の天災に伴うもの

(3) 市ホームページ公開の用に供するサーバ等への不正アクセスに伴うもの

附 則

この要領は、平成20年5月23日から施行する。

この要領は、平成25年5月7日から施行する。